

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 23 年 11 月 9 日

株主各位

埼玉県草加市金明町 389 番地 1
リベステ株式会社
代表取締役社長 河合純二

当社は、平成 23 年 9 月 15 日の取締役において平成 23 年 12 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 23 年 11 月 30 日と定めましたので公告いたします。

お知らせ及びご注意

1. 平成 23 年 12 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
2. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関 住友信託銀行株式会社

東京都府中市日鋼町一丁目 10 番

住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-176-417